

国立健康危機管理研究機構における コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）では、「機構における研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な運営管理の確保に関する規程」（以下「不正防止規程」という。）第5条第2項に定める研究活動上の不正防止及び研究費の適正な運営管理を目的とした研究倫理教育、及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日文科省改正）（令和5年12月22日厚労省改正）において実施することを定められた啓発活動の具体的な実施計画を以下のとおり策定し、この計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

【コンプライアンス教育】

機構の職員等の不正防止に対する意識の向上等を図ることを目的とし、内部教育研修（対面又はオンラインでの研修会、もしくは研修会に参加できない者は、当該講義資料を用いたeラーニングによる自己学習のいずれか）と外部教育研修（以下に指定するeラーニング教材）の二種を実施する。対象者および受講の回数、実施内容は以下の通り。

	内部研修 (1回/1年)		外部研修 (1回/3年)
	研究活動上の不正行為に関すること	公的研究費の取扱いに関すること	APRIN もしくは eL CoRE
① 国立感染症研究所・国際医療研究所・臨床研究センター所属の職員等	必須	必須	必須
② (①以外) 公的研究費の研究組織に参画する職員等	必須	必須	必須
③ 事務担当者等 (①以外) 各部署内及び事務部門内において研究活動を事務的に補佐する者。 ※実験補助をおこなう技術補佐員、実験助手等は、ここに含まれるものとする	任意	任意	任意

- ①～③に該当する職員は、原則、受講を求めるものとするが、各職場長が対象者を判断すること。
- ②に該当する職員は配分機関の定めるところによる。
- 1・2により対象外とした場合についても、各部署のコンプライアンス推進責任者により、受講対象者と認定されることがある。

【啓発活動】

機構の職員等を対象とし、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的とする。

コンプライアンス教育で知識を習得させ、啓発活動により頻繁に意識の向上と維持・浸透を図ることで相互補完し、より効率的・効果的な内容とする必要があるため、内容は隨時柔軟に見直しながら実施することとする。

方 法	<ul style="list-style-type: none">・ JIHS ポータル等での関連サイト（常設）による職員の意識啓発、関連する情報の提供・ センター管理会議等を通じた最高管理責任者からの呼びかけ（年 1 回）・ メール配信等による情報共有・注意喚起（四半期毎）・ ポスター掲示等（年 2 回）
実 施 内 容	コンプライアンス教育と併用し、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関の事案含む)及び不正発生要因等についてわかりやすく周知し、機構内での認識の共有を図る。

令和 7 年 4 月 1 日施行

国立健康危機管理研究機構におけるコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画



